

出産育児一時金の額の改正

(宮崎市国民健康保険条例の一部改正(案)について)

1 改正の理由

出産育児一時金について、国の審議会において、出産費用の平均額推計を勘案し50万円に引き上げるべきとされた。これに基づき、厚生労働省より健康保険法施行令等の改正に関する事務連絡が発出されたことから、本市国民健康保険の被保険者に支給する出産育児一時金の額の改正を行う。

2 施行予定日

令和5年4月1日

3 改正の概要

出産育児一時金の額の引上げを行うもの。

	改正前	⇒	改正後
出産育児一時金	408,000円		488,000円
産科医療補償制度掛金※	12,000円		12,000円
合計	420,000円		500,000円

※産科医療補償制度は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児の補償制度として平成21年1月に創設された。その掛金について出産育児一時金に加算して支給している。なお、海外出産や死産等の場合は加算しない。

4 出産育児一時金等の支給額の推移

開始・変更時期	H18.10.1	H21.1.1	H21.10.1	H27.1.1	R4.1.1	R5.4.1
出産育児一時金	35万円	35万円	39万円	40万4千円	40万8千円	48万8千円
産科医療補償制度掛金	—	3万円	3万円	1万6千円	1万2千円	1万2千円
計	35万円	38万円	42万円	42万円	42万円	50万円

5 その他

- ・国の財政支援措置について、令和5年度当初予算として閣議決定済
- ・令和5年3月専決処分後、令和5年5月臨時会で承認議案(予定)